

# 家畜衛生だより 平成28年3月

紀北家畜保健衛生所

tel 073-462-0500

紀南家畜保健衛生所

tel 0739-47-0974

紀南家畜保健衛生所 東牟婁支所

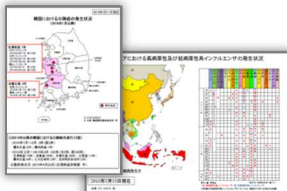
tel 0735-58-1481

## 飼養衛生管理基準遵守で農場を守りましょう

平成23年10月に飼養衛生管理基準が改正され、4年半が経過しようとしています。家畜の飼養者のみなさまには日頃から飼養衛生管理基準を遵守していただいております。和歌山県内では改正以降に口蹄疫や高病原性および低病原性鳥インフルエンザは発生していません。

飼養衛生管理基準は少なくとも5年ごとに国内外の様々な状況を見て再検討を加えることが法律で義務づけられており、今年はその再検討の年にあたります。身近な農場の中や農場の周辺にも時間の経過とともに気付かない変化が起こっているかも知れません。これからの5年、10年、もっと先を、これまでと変わらず家畜を飼い続けるために、家畜の飼養者のみなさまも飼養衛生管理基準をもう一度見直しましょう。

- ✓ 家畜防疫に関する最新情報の把握は出来ていますか？

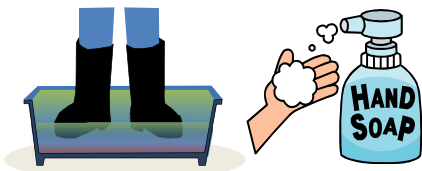


家保から提供される情報や、農水省のホームページを確認しましょう

- ✓ 衛生管理区域の設定は適切ですか？



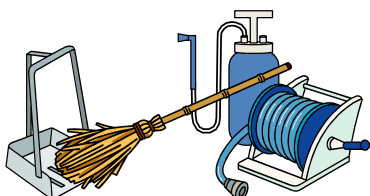
- ✓ 衛生管理区域への病原体の持ち込み防止は出来ていますか？



- ✓ 野生動物等からの病原体の感染防止は出来ていますか？



- ✓ 衛生管理区域内の衛生状態の確保は出来ていますか？


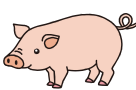



- ✓ 毎日、家畜の健康観察を行っていますか？

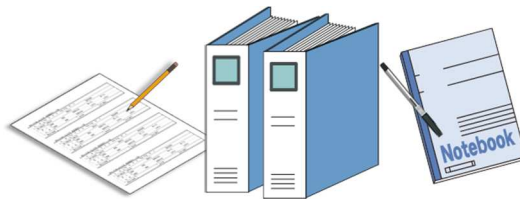
異常発見時の対処の準備は出来ていますか？

**特定症状を発見したら  
すぐ家保へ通報！**

☑ 埋却（または焼却・化製）の準備は出来ていますか？

家畜ごとの標準的な埋却に必要な面積	成牛1頭  5㎡	肥育豚1頭  0.9㎡	成鶏100羽  0.7㎡
-------------------	---	--	---

☑ 感染ルート of 早期特定のための記録の作成・保管はできていますか？



飼養衛生管理基準について分からないことがあれば、家保へお気軽にご相談ください。下のQ&Aは、飼養衛生管理基準の遵守に取り組むなかでうけた相談の一例です。ちょっとした問題や疑問もそのままにせずに、農場に合わせた解決策を一緒に考えましょう。

近所の人 came だけでも消毒しないとだめ？

農場全体が衛生管理区域の場合は、畜産関係者でなくとも消毒をお願いします。近所の人にも分かりやすいように、ロープ・白線・プランターなど何でもよいので生活区域と衛生管理区域の境界を作りましょう。

「定期的な清掃・消毒」ってどれくらいのペースでやればいいの？

少なくとも月に1～2回の清掃・消毒をお願いします。

踏み込み消毒槽をおいてもすぐにドロドロになる…

消毒液の槽の前に水洗の槽を置いてみてはどうでしょうか。消毒薬の効果も下がりにくくなりますよ。

畜舎に出入りする度に長靴を消毒するのは面倒だなあ

畜舎ごとに専用の長靴を用意して、履き替えてはどうでしょうか。使わない間は消毒薬に漬けておけば、消毒効果も高くなります。訪問者専用の長靴も用意しておけば外からの病原体の持ち込みも防げますよ。

飼養衛生管理基準は、県のホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070400/siyoueiseikanri.html>

和歌山県 HP トップ左下の「組織から探す」の **本庁 部・局・課室** をクリック

→ 農林水産部 農業生産局の **畜産課** をクリック

→ <家畜伝染病関連情報> **飼養衛生管理基準と定期報告について～…** をクリック